

介護福祉士実務者研修 受講資金貸付制度の注意事項

申請後の手続き

1 貸付の決定

書類による審査を行い、貸付の採否を決定し、結果を郵送にて通知します。

※各募集期間締め切り後、1ヶ月を目途に決定いたします。

2 貸付決定後の手続き

上記により貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という）は決定通知を受けた日から14日以内に以下の書類を大阪福祉人材支援センター 修学資金等担当窓口へ提出してください。郵送の場合は、簡易書留・特定記録をご利用ください。

- ① 誓約書（様式第4号）
- ② 実務者研修受講資金借用証書（様式第5号）
※収入印紙200円（10万円以内）400円（10万～20万円）貼り付け
- ③ 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（貸付決定日より3か月以内発行）
- ④ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し
（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの）

3 貸付決定後の取扱い

貸付決定後、借用証書、連帯保証人に係る書類等の確認を行ったうえ、大阪府社会福祉協議会が貸付決定者に実務者研修受講資金の貸付を行います。

実務者研修受講資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から実務者研修受講資金の貸付契約を解除します。貸付金を返還していただきます。

- ① 研修施設を退学し、又は退学させられたとき。
- ② 借受を辞退するとき。
- ③ 死亡・心身の故障のため、研修施設を卒業する見込みがなくなったとき。
- ④ 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- ⑤ 虚偽その他不正な方法により実務者研修受講資金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- ⑥ その他実務者研修受講資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

返還猶予～返還免除に関する手続き

※（例）貸付終了後、下記国家試験の可否結果（登録）、就業1年目、2年目のそれぞれの時期に現況報告と各種申請を行ってください。

〔1〕 実務者研修受講資金の貸付けを受けた者が、受講修了したとき

- ① 現況報告書<A>、
- ② 実務者研修修了証明書

〔2〕 国家試験合格発表後、同年5月に試験結果と猶予申請

- ① 実務者研修受講資金返還猶予申請書（様式第9号）
- ② 現況報告書（B）
- ③ 介護福祉士登録証（写し）

〔3〕 猶予開始1年目の現況報告

- ① 現況報告書（B）
- ② 従事期間証明書（様式第16号）

〔4〕 猶予開始2年目の現況報告と返還免除申請

- ① 実務者研修受講資金返還免除申請書（様式第7号）、
- ② 現況報告書（B）
- ③ 従事期間証明書（様式第16号）

【その他】

- ◎ 業務従事先を変更したときは業務従事先等変更届（様式第15号）に業務従事期間証明書（様式第16号）を添えて、直ちに大阪府社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- ◎ 転職や休職（出産等）の場合はすみやかに事務局へお問い合わせ下さい。

返還免除の場合

次の場合は返還債務の全部が免除となります。

- ① **実務者研修施設を卒業した日**（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、卒業した日の属する年度から翌々年度までの間で国家試験に合格した日とする。）**から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において返還免除対象業務**（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長通知・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務）**に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き2年間従事したとき。**
- ② ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者については、前号の規定にかかわらず、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算730日以上であり、かつ、返還免除対象業務に従事した期間が360日以上あること。なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとします。
- ③ 前項第1号又は第2号の場合において、介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設に修学あるいは災害、負傷、疾病その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかったときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、返還免除対象業務の従事期間には、業務に従事できなかった期間は算入しません。

返還猶予の場合

次の場合は、その事由が継続している間、返還を猶予することができます。

- ① 社会福祉士に係る養成施設等に在学しているとき。
- ② 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しているとき。
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

返還の場合

実務者研修受講資金は、大阪府社会福祉協議会が受講に際し、経済的援助を必要としている方にお貸しするものです。

大阪府社会福祉協議会実務者研修受講資金貸付要綱及び同要領に定める返還免除や猶予の事由に該当する場合は除き、責任を持って返還しなければなりません。

また、借り受けた本人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人に、その債務を負担していただきます。

★返還となる場合(重要)

- ① 実務者研修受講資金の貸付契約が解除されたとき
- ② 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

1 返還期日

返還の期間は、修学期間と同等の期間内です。

※ただし一部もしくは全額の返還も可能です。

例) 6ヶ月の受講期間で下記の要件で貸付をされた方が返還になった場合
実務者研修受講資金 200,000円、

⇒月々の返済額 約33,333円×6か月分

2 返還方法

返還は受講生本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社（りそな決済サービス株式会社）を通じて、自動振替します。返還完了後、実務者研修受講資金借用証書をお返します。

3 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年5%の延滞利息を支払わなければなりません。